

諸 行 動・諸会議名	湘南ブロック協議会 第1回役員会
開 催 日・実 施 日	2017年06月09日(金)
開催場所・実施場所	藤沢商工会館ミナパーク
内 容	①政策・制度のまとめ ②各地域連合の報告について ③その他
出 席 者・行 動 者	尾池 拓郎(丸全昭和運輸労働組合) 澤野 遼(全日通労働組合神奈川支部) 田巻 重雄(ヤマト運輸労働組合厚木支部) 望月 博巳(県連)

冒頭、尾池議長より開会挨拶があり、続いて協議事項として「2018年政策・制度要求と提言について」別紙をたたき台として文言等の見直しと内容の精査を参加した役員にておこなった。

主だった内容として

1. 自転車運転ルールに関する問題
 2. 公共事業入札について「Gマーク、引越安心マーク」取得事業者を優先する入札要件の要求
 3. 点字ブロックについての注意喚起
 4. 地域の安心確保のための妊婦専用救急車の導入、保育士の確保について
 5. 受動喫煙に伴う健康被害対策の啓蒙活動、喫煙マナーの徹底についての具体的対策について
- 上記項目についての加筆、修正を話し合った。

各地域連合幹事会などの報告書式を統一させることが確認された。



2017年度 湘南ブロック協議会

三地区連絡協議会（湘南・西湘・小田原）基本提言

1. 地域産業・まちづくり・交通政策について

平成27年6月より、自転車運転者講習が実施されました。交通事故に関与した自転車運転者の約5分の3に法令違反があること等を踏まえ、自転車の交通事故を防止するためには、自転車利用者に対して交通ルールを徹底することが不可欠であると考えられたことから導入された。

対象となる違反行為として14項目の違反行為が挙げられている。たとえば「信号無視」「酒酔い運転」「安全運転義務違反」など。これらに違反し、3年以内に2回以上、または事故を起こした自転車運転者に講習の義務を課した内容になっているが、多くの自転車運転者、または保護者への違反行為の内容や事故例（損害賠償）などについて周知・啓蒙されていないのが現状であり、違反行為が見つかったら注意を促すという手法では、違反行為はなくなりずそのために、不要な犠牲者が増加することは明らかである。

上記のことから、自転車運転ルールの周知徹底、事故に伴う損害賠償事例などを明記し、各市町村のホームページや自治体回覧、高中小学校での啓蒙、社会全体の仕組みとして民間企業の協力を促し積極的に行うべきである。

現在、『自転車の保険加入の義務付け』がされているのは、兵庫県・大阪府・滋賀県全域のみである。遅れることなく、県条例として取り組みを推奨し、先立って市条例として施行すべきである。

以上のことから、下記の項目について実行されたい。

①自転車利用者のマナー向上

自転車は道路交通法で「軽車両」とされており、自動車と同様に「車両」として道路交通法を守らなければならない。しかし、運転免許が必要無いため、道路交通法を学ぶことがほとんど無いという実態にある。自転車に無免許で乗れるという仕組みが変わらない以上、道路交通法は自分で独学しなければならない。一般的には3歳くらいから自転車を乗り始めており、自転車の乗り方を教えるだけでなく、自転車のルールも教える風土を醸成されたい。神奈川県交通安全対策協議会の事業計画にある、毎月5日の「チリリン・デー」には地域交通安全活動推進委員とともに自転車のマナーの向上に図られたい。さらに、「チリリン・スクール」を積極的に開催し、交通ルールやマナーを学べる機会を増やすこと。さらに、①～⑤についても議論を深め必要な助成を行うこと。

- ①自転車運転者、全ての者が周知するように、14歳以上の受講者について、公安委員会は『受講終了証』の発行を無料にておこなうこと。
- ②講習の義務は14歳以上とされていることから、小学校高学年、中学校各学年にて交通ルールについての受講を学校教育の中で行うこと。
- ③通学時に自転車を使用する者は、①を踏まえた上で、自転車保険の加入を確認し、その学校にて『自転車運転許可証（仮称）』の発行・更新を行うこと。
- ④自動車運転免許の取得時の講習、更新時において、講習を義務付けとすること。あわせて、自動車免許取得者へは、自転車の違反についても罰則を強化すべきである。
- ⑤通勤・通学時等に駅周辺の駐輪場の定期利用については、新規・更新手続き時に、③④を踏まえた上で、免許証の提示の義務付け。または、①④を踏まえて受講終了証の提示を義務付けること。

②自転車安全利用条例の制定とTSマークの普及

2013年12月の改正道路交通法により、自転車の逆走が禁止され、出会い頭の事故防止には効果があるものと考えられる。しかし、実態はいまだに定着されていない。広報誌等で左側通行の安全性を広められるよう取り組まれたい。また、防犯登録は量販店で行えるものの、賠償責任補償の保険がついているTSマークは自転車安全整備士のいるところに限定されている。防犯登録と同時にTSマークの取得がしやすい仕組みを県警等と連携し整われない。また、自転車安全利用条例並びにTSマーク貼付に対する補助金交付を行っている自治体も増えている。兵庫県・大阪府・滋賀県などの条例を参考に、早期条例の制定、損保会社との連携はかり必要な助成を図ること。

③Gマーク・引越し安心マークの入札要件

トラック運送業者の中には、過酷な労働条件の強要、定期健康検診の未実施や社会保障未加入事業者が後を立たず。その様な事業者が公共事業の運搬事業を行っているケースがみられる。公共事業は国県市町民の血税であり、健全でない事業者は排除しなければならない。また、公共事業の入札要件として『安全』を担保した事業者とし、入札時の事前チェックや・事後チェックの強化を行うこと。

貨物自動車運送事業安全性評価事業の「Gマーク」制度、及び、引越事業者優良認定制度の「引越安心マーク」は、単に安全性に優れているばかりでなく、適法な経営をしている事業所が認定される制度であり、国土交通省認定となっている。勿論、社会的責務を果している事業者である。市発注事業の輸送業務での入札要件に「Gマーク」「引越安心マーク」の認定を受けている事業者を入札要件に加えること。なお、一定程度の準備期間を設け実施すること。

④業務上必要とされる駐車を取り締まりの緩和

一般車両はともかく、貨物配送車両の積み降ろしや介護送迎車両の乗り降り等、業務上日常的に必要とされる路上駐車に対する厳格な取り締まりは、物流が滞り市民生活に影響が出ている。一方、事業者側には罰金の負担や取り締まり対策の2マン運行などにより人件費など、コストが増え事業存続が危ぶまれている事業者も多い。地域の輸送インフラや社会福祉の業務を担う観点からも、地域の実情に応じて時間帯や場所を限定した規制の緩和や、駐車禁止の解除など、弾力的な運用を行うこと。

また、まちづくりの一翼を担う駅周辺の再開発時には、地域全体で物流を支える対策を講じること。

川崎駅前再開発に伴うまちづくりでは、駅前2箇所荷捌き場、荷捌きスペースが確保され、さらに需要があることから、社会実験にも取り組んでいる。各市町村の実態を把握し、『荷捌き場』『荷捌きスペース』の設置や、商店会などでの共同荷さばき場の設置を行政指導にて行うこと。

※横浜市青葉台に荷捌き場

<http://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/25houdou/index2007-04.html>

⑤点字ブロックによる注意喚起について

点字ブロックの意義や意味を知らない人が増えたのか、駅周辺のバスのり場において、点字ブロックに整列しており、視覚障がい者の通行の妨げとなっている。点字ブロックの動線位置を変更するか、乗客の並ぶ線を設定するよう関係機関へ指導されたい。また、整備できないのであれば、ブロックに「目の不自由な方が利用されます。モノをおかないでください。」と注意喚起のメッセージシールを貼ったり、バスのアナウンスなどで乗客へ注意喚起されたい。また、点字ブロック上に駐輪している自転車・バイクは即刻撤去すること。

2. 福祉・保険・医療政策について

①睡眠時無呼吸症候群（SAS）への対応

日本では睡眠時無呼吸症候群（SAS）の患者数は300万人になると推測されている。太った中年男性の病気というイメージが強いが、痩せていても顎の骨格が細いために発症する場合もある。SASは交通事故や労働災害の原因となり、SAS患者の居眠り運転による交通事故率は、この症状がない人の約7倍あるといわれる。交通事故だけではなく、高血圧や脳卒中、糖尿病、動脈硬化などと合併しやすい疾患が、数多くあり生命予後に影響を与える事も言われている。肥満の人は減量によって症状が改善することもあるが、太っていない人は基本的に治療が必要である。SASの治療法は確立されており、医療関係者や交通・運輸業界の一部で注目されているが、社会全体への啓発は不十分である。注意喚起が必要であり、公共交通従事者および物流事業者を含め、広く県民に理解を得るための対策を強化されたい。また、精密検査入院には約5万円程度の費用がかかることから、助成が行えるよう医療費補助制度等の対応を検討されたい。

②妊婦専用の救急車の導入について

神奈川県湯河原町では、子どもを安心して産み育てられる町を目指すため、全国に先駆けて妊婦専用の救急車を2018年4月の運用開始を目指すとして発表した。各市町村においても産科医療機関が身近に無い地域もあり、導入に向け検討されたい。

※湯河原町の取り組み

<https://www.j-cast.com/healthcare/2017/03/09292627.html?p=all>

③保育士の確保について

保育士の就労環境改善と保護者側の安心感を向上させるには、保育士確保が必要である。平塚市は、他都市から市内に移住し、民間保育園などに勤務する保育士に対し、1人当たり一律100万円を貸与する制度を打ち出した。貸付金の名目だが、5年間勤務・在住すれば返済義務を免除するしくみである。きめ細かい保育体制を構築するために保育士確保に向け対策を講じられたい。

※平塚市の取り組み

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kodomo/page82_00043.html

3. 環境・防災・防犯対策について

①オリンピック開催地に伴う環境などの対策

2020年オリンピックの開催地となり、各競技地域には選手を含め、海外の関係者や観戦者が大勢訪れることから、特に住宅街の防犯等、地域住民に対する対策を講じる一方で、土地に不慣れな外国人が災害などの緊急時に即座に対応できるよう、多様な外国語を表記した標識や案内板の設置や、ガイドブック・ハザードマップの配布など、受け入れる側としてのきめ細やかな対応をおこなうこと。

②受動喫煙に伴う健康被害対策の啓蒙活動、喫煙マナーの徹底について

厚生労働省は、28年10月に『受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）』を示し、規制強化に踏み切ろうとしている。神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るための新たなルールとして、以前より「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定している。この条例では、不特定又は多数の者が出入する室内又はこれに準ずる環境を対象としていますが、野外という公共の場（私有地以外は公共の場）においての規制強化を早急に行うことが求められる。喫煙場所以外での喫煙や歩きタバコは、子供達や非喫煙者からすれば迷惑行為でしかなく、子供たちの健康を守る観点から下記の通り必要な対策を行うこと。

- ①喫煙場所については、受動喫煙させない空間（密封された空間）とすること。
- ②喫煙場所は、通学路や幼稚園・保育園、小・中・高等学校の周辺には設置しないこと。
なお、運動会などの催し物を開催する場合に多く見られるのは、周辺での路上喫煙である。運動会等の趣旨を十分踏まえ、園・学校と保護者等に対して禁煙の啓蒙活動を行うこと。
- ③神奈川県内全域は、喫煙所以外は禁煙とし、歩きタバコは市条例として禁止とすること。
- ④子供たちも利用する飲食店などについても、受動喫煙させない空間を確保すること。確保できない飲食店は『子供出入り不可』『20歳未満不可』との標記をすること。
※多くの人が入り出すコンビニなど、消炎場として入口周辺に設置しているが、喫煙場所になってしまっている。実態が喫煙場所となっていることから、受動喫煙させない空間が保てない状況にある。これらを踏まえた喫煙場所の設置と指導強化を行うこと。
- ⑤受動喫煙も含め喫煙が与える健康被害について、教育の場で子供たちに教えること。
- ⑥県・市ホームページにて⑤についての啓蒙を行うこと。を強く求める。
- ⑦公共の公園等で行われるイベントなどで、勝手に簡易喫煙所を設けているケースが見られる。イベント会場として貸し出すのであれば、喫煙所の場所を指定し、子供達が近づかないような工夫を講じること。